

## 区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務 受託候補者特定基準

## 1 受託候補者特定基準

	評価項目	評価事項	配点	項目内訳		
				内訳	基本	任意
1	実施方針等	本業務で実施しようとしている内容を十分に理解した上で企画提案されているか。	10	5		5
		運用開始に至るまでのスケジュールは具体的かつ適切であるか。		5		5
2	実施体制・実施主体の適格性	発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が適切かつ十分に備わっているか。	15	5		5
		類似業務の実績が豊富でノウハウの蓄積があるか。		5	5	
		組織として実施内容に関する幅広い知見を有しているか。業務を円滑に遂行するための十分な資金力、経営基盤を有しているか。		5		5
3	端末の機能	操作者にとって見やすい画面のレイアウトとなっており、専門知識を有しない職員でも簡便に操作できるものか。	30	10		10
		誤操作防止につながる効果的な機能又は防止策が提案されているか。		5		5
		発注者が必須とする決済サービス・ブランド以外にも、決済サービス・ブランドの利用が数多く提案されているか。		10	10	
		決済情報は簡便かつ詳細に確認することができるか。		5		5
4	入金方法	複数の決済サービス・ブランドの入金サイクル（入金日や入金回数）が可能な限り取りまとめられているか。入金明細は設置端末ごとに確認でき、内訳が詳細に確認できるものか。	10	10		10
5	見積金額の妥当性	端末や集計用アプリケーションの月額使用料や導入・保守費用、インターネット通信料、消耗品費などの運用経費（決済手数料は除く。）が可能な限り低く抑えられているか。	10	5	5	
		決済手数料率は低く抑えられているか。		5	5	
6	研修・サポート	研修は全区役所の職員が十分に受講できるスケジュール及び回数で行われるか。	15	5		5
		端末のメニュー登録やレシート記載内容の設定等の導入時のサポートが十分かつ市民課窓口に対応した形で行われるか。		5		5
		端末の故障時に代替機の用意や修理などの対応が迅速に行うための体制が十分に備わっており、相談窓口が明確であるか。		5		5
7	その他	上記項目のほか、仕様書にない有用な提案があるか。	10	10		10
合計			100	100	25	75

## 2 評価の方法

- (1) 区役所市民課へのキャッシュレス決済導入等業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより、受託者候補者特定基準に基づき公平かつ客観的に審査及び評価を行う。
- (2) 基本項目は、事業所管課（企画総務局総務課）において評価案を提示し、審査委員会の承認を得て評価点とする。
- (3) 任意項目は、各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (4) 基本項目と(3)で算出した任意項目の評価点の合計をもって事業者の得点とし、得点の高さに基づき受託候補者の優先順位を決定する。
- (5) 合計点が6割（60点）に満たない場合、その提案は無効とする。